

連合山形寄付講座 「労働と生活」

「共済活動、 たすけあいの現状と課題」

みんなでたすけあい、豊かで安心できる社会づくり

全労済山形県本部

(山形県勤労者共済生活協同組合)

本資料は情報提供を目的としたものであり、商品の推進・販売を目的とした募集資料としては使用できません。なお、本使用以外への配布・掲示は固く禁じます。

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

目次

1. 全労済とは
2. 生協法の概要
3. 共済と保険
4. 全労済の概要
5. 全労済のあゆみ
6. 防災と減災と全労済

1.全労済とは・・・

豆知識 全労済のマークについて



全労済マークは火災の“炎”をイメージしたもので、不慮の事故に対する労働者共済の使命を表しています。また、円は「支援」と「団結」を意味すると同時に内側から外側に向かって伸びていることから「発展」する姿がこめられています。



(1) はじめに

全労済は正式名称を

「全国労働者共済生活協同組合連合会」

といい、

「消費生活協同組合法」にもとづき、

「厚生労働省」の認可を受けて設立された、

共済事業を行う**「協同組合」**です。

「協同組合」=生活をより良くしたいと願う人びとが、自主的に集まって事業を行い、その事業の利用を中心にしながら、みんなで活動を進めていく

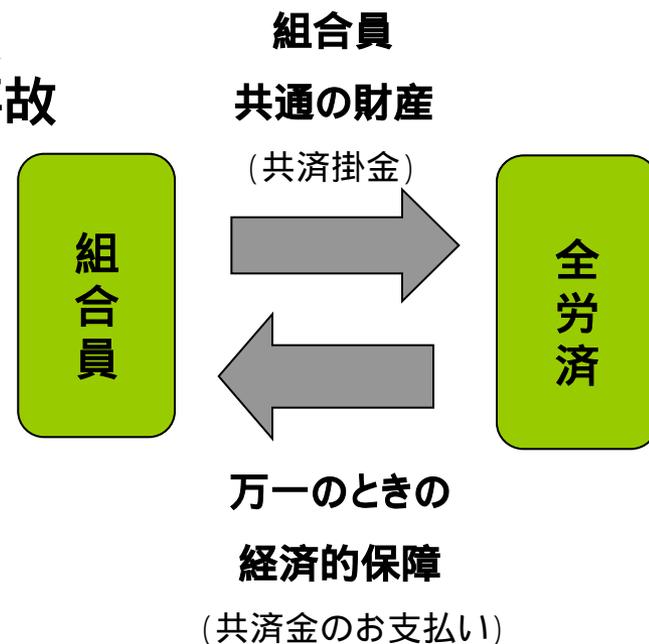
営利を目的としない 組織です。

分野	法律(所管省庁)	協同組合
農業	農業協同組合法にもとづく事業(農林水産省)	農業協同組合 等
漁業	水産業協同組合法にもとづく事業(農林水産省)	漁業協同組合 等
林業	森林組合法にもとづく事業(農林水産省)	森林組合
消費	消費生活協同組合法にもとづく事業(厚生労働省)	購買生協、共済生協、 大学生協 等
商工	中小企業等協同組合法にもとづく事業 (金融庁、経済産業省、国土交通省 等)	火災共済協同組合、 事業協同組合 等

「共済」= 万一の出来事(病気や交通事故、火災、自然災害など)に、協同組合の組合員が、お互いに助け合って備え、支える仕組みです。
「共済事業」= 共済活動を保険の仕組みを使って確立した保障事業です。

組合員があらかじめ一定の金額(掛金)を拠出して、
共同の財産を準備し、死亡や災害等の不測の事故
が生じた場合、共済金を支払います。

つまり、組合員の誰かが困ったときに、
他の組合員全体で助け合う仕組みです。



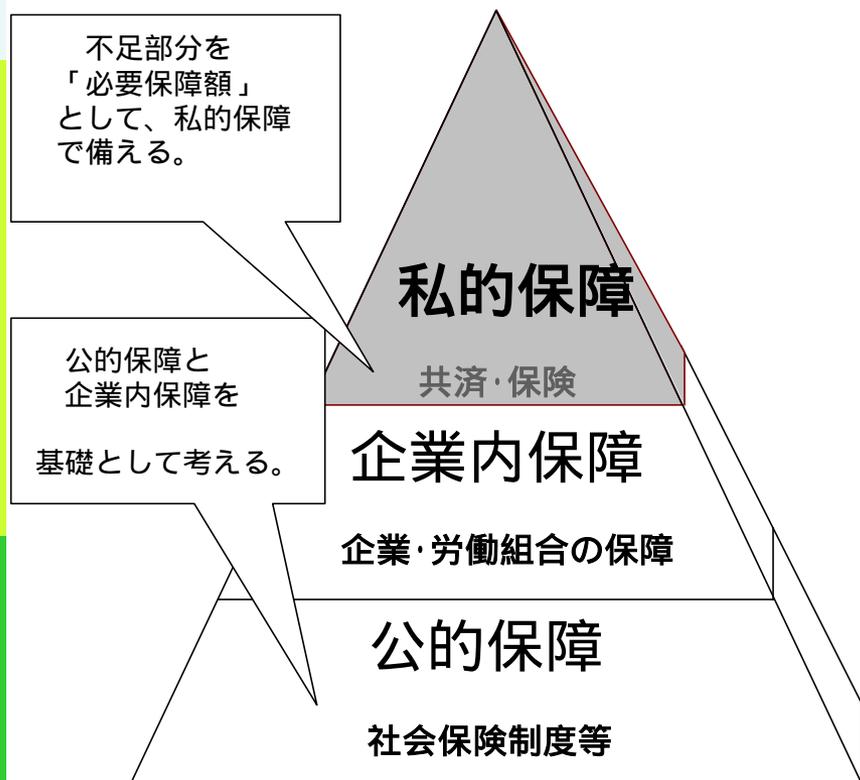
さらに、共済事業の概念は、
組合員がより豊かな生活を送るための
総合的な生活保障へと拡大しています。

(2) 共済掛金の構成

「純掛金」・・・共済事故が発生した時に支払う
共済金に充てるためのもの
剰余が生じたときは割り戻し金にて還元

「付加掛金」・・・事業運営費に充てるためのもの

(3) 全労済がめざす保障の考え方



私たちが勤労し生活していくうえで
さまざまなリスクがあります。

このリスクへ備えるのが保障制度です。

保障を考えるうえで重要なことは、
社会保障等の「**公的保障**」、
勤務先や労働組合などからの
「**企業・団体内保障**」の仕組みや
保障内容を知り
それでも足りない部分を「必要保
障額」として「**私的保障（共済や
保険など）**」
で備えることです。

全体で考えます

全労済は以上の考えにもとづき、

ご自分のライフスタイルにあった
ライフプラン実現へのお手伝い

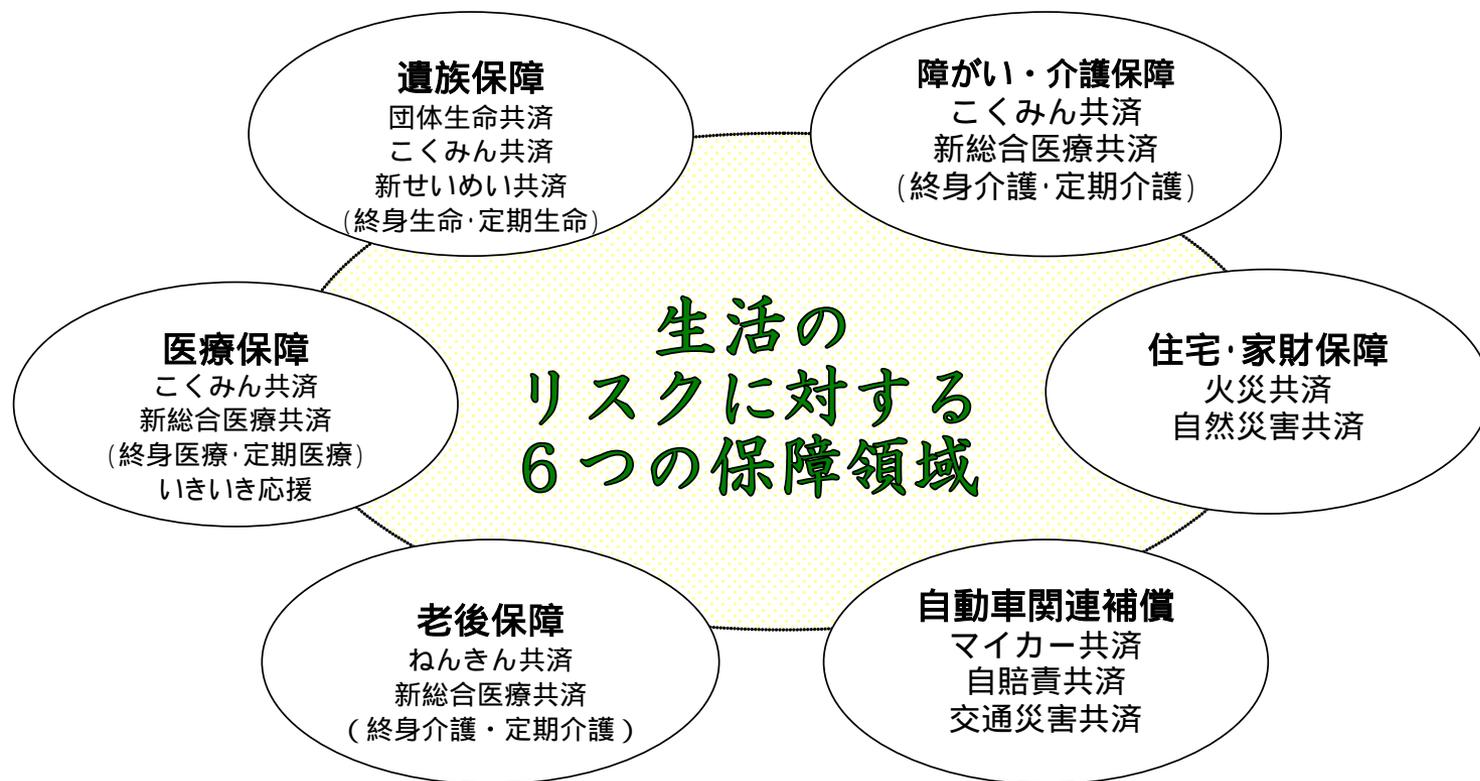
として

保障の充実と家計支出の軽減、
無理なく準備できる本当に必要な保障を

組合員の皆さまと考えることをめざしてしています。

(4) 総合的な暮らしの保障制度

全労済は、6つの分野で、組合員の皆さまの暮らしの保障の生協として総合的に支えています。



2.生協法の概要

(1) 共済事業：根拠法

(略称：生協法1948年制定)

消費生活協同組合法

全労済・生協法による法人格の取得

厚生大臣認可<法人化>(1958年5月・連合会)

2008年4月1日 新生協法施行

1948年の法制定以来、60年ぶりに抜本的に改正がされました。

(2) 生協法の管轄：監督官庁

厚生労働省(社会援護局、地域福祉課)

(3) 新生協法のポイント(2008年4月1日施行)

各種の事業を実施する生協に対して…

生協内部の組織・運営機能の強化

生協外部の者による監視機能の強化

共済事業を実施する生協に対して…

契約者保護と経営の健全性確保

組合員ニーズに応える円滑な事業実施

(4) 生協法の根幹

新生協法においても変更されていない

生協の根幹をなす条文

第1条:「目的」

第2条:「組合員基準(生協が備えていなければならない基準)」

第9条:「最大奉仕の原則」

第1章 総則

[目的]

第1条 この法律は、国民の自発的な生活協同組合の発達を図り、もって国民生活の安定と生活文化の向上を期することを目的とする。

[組合員基準]

第2条 消費生活協同組合は、この法律に別段の定めのある場合のほか、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 一定の地域又は職域による人と人との結合であること。
 - (2) 組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることのみを目的とすること。
 - (3) 組合員が任意に加入し、又は脱退することができること。
 - (4) 組合員の議決権及び選挙権は、出資口数にかかわらず、平等であること。
 - (5) 組合の剰余金を割り戻すときは、主として事業の利用分量により、これを行うこと。
 - (6) 組合の剰余金を出資額に応じて割り戻す場合には、その限度が定められていること。
- 2 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会は、これを特定の政党のために利用してはならない。**

第2章 事業

[最大奉仕の原則]

第9条

組合は、その行う事業によって、その組合員および会員（以下、組合員と総称する。）に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行ってはならない。

「非営利の原則」という条文

3. 共済と保険

(1) 共済と保険の仕組み

共済も保険も、リスクに対する経済的保障(補償)を行うものという意味では全く同じです。

リスクの発生率と損害程度に応じたコストを、共済掛金又は保険料というかたちで加入者が負担しあう

共済掛金または保険料からリスクに遭遇した人に共済金または保険金が支払われる

という基本的枠組みは共通。

(2) 共済と保険のあり方の違い

	共済	保険
事業展開のあり方	特定の地域や職域でつながる組合員という限定された方を対象に共済を提供	不特定多数の方々を対象に保障を提供
加入時の心得	生活協同組合のもつ社会的文化的な存在価値・アイデンティティに賛同し、受け入れ、保障という経済的欲求を満たす	保障という経済的欲求が存在するときのみ、加入者と保険会社との関係が発生する
資金の運用	公社債中心	大企業株式取得、貸付金など
担当官庁	厚生労働省	金融庁
法	生協法・保険業法	保険業法

(3) 共済と保険の用語の違い

共済と保険とは、法的に別体系のもので、その事業で用いられる基本用語も異なっています。

共済	保険	用語の意味
生命共済	生命保険	遺族保障、医療保障、年金などの共済(保険)
火災共済	火災保険	住宅火災などの災害による損害を保障する共済(保険)
自動車共済	自動車保険	自動車事故による損害を保障する共済(保険)
共済掛金	保険料	契約者が負担する金額
共済金	保険金	受取人に支払われる金額
被共済者	被保険者	契約の保障対象となる人
割り戻し金	配当金	剰余金から契約者に配分される金額
共済(普及)推進	保険営業	加入者を増やすための活動

4. 全労済の概要

・ 名称	全国労働者共済生活協同組合連合会
・ 設立	1957年9月29日
< 2014年度決算報告 >	
・ 保有契約件数	3,317 万件
・ 契約高	767.0 兆円
・ 総資産	3兆5,151 億円
・ 受入共済掛金	5,959 億円

理念

組合員の皆さんと共有すべき全労済の変わらぬ価値観

**みんなでたすけあい、
豊かで安心できる社会づくり**

信条

理念実現に向けた全労済役職員の行動規範

**組合員の全労済
正直な全労済
努力の全労済**

2007年9月27日 創立50周年を機に制定

5.全労済のあゆみ(全国)

労働者のたすけあいから生まれた全労済

(1)日本協同組合同盟の設立(1945年)

戦後、労働組合や政党の活動が、自由に行えるようになり、協同組合においても、1945年11月には、戦前の協同組合運動の指導者がイデオロギーを超えて大同団結し、「日本協同組合同盟」を結成し、賀川豊彦氏が会長になった。

(2) 大阪労済創立(1954年12月) …昨年12月に創立60周年を迎えた

大阪労済の生まれた理由

火災時のカンパ活動や会社内見舞金制度の低額さ
当時、住宅の保障は高い料率設定で労働者を中心
に無保障状態だった

労働組合の団結意識の強化と労働者共通の「共済
制度」づくり

適正な保障、お手頃な掛金、働く者たちの連帯強化

(3) 「労済連」の発足(1957年9月29日)

1958年5月 労済連が生協法人取得

全国に労済のネットワーク広がる

1番目・大阪、2番目・新潟 ~ 46番目が埼玉(1964年)で完了。47番目は沖縄労済。

(4) 「全労済」創立(1976年6月30日)全国統合

運動方針の一本化

共済制度の一本化

損益会計の一本化

機関・事務局運営の一本化

全国組織統合の構想と展望を明確にした。

5、全労済のあゆみ(山形県)

(1) 山形労済の創設

- 1956年8月10日 山形県勤労者火災共済生協設立準備委員会発足
- 1957年6月4日 創立総会開催
(場所 山形市木の実町 県労働会館講堂)
活動方針：火災共済2万口
加入者(出資者数)1万人を目標
- 1957年7月1日 労働会館の一室に事務所を構え事業開始
法人認可の申請も行う
1960年3月1日資格取得

(2) 田川炭鉱住宅大火(当時西田川郡温海町・現在の鶴岡市)

- 1959年1月18日 罹災組合員23名
創立まもない山形労済が直面した最大の試練

(3) 総合(慶弔)共済の実施(1962年4月1日事業開始)

(4) 団体生命共済事業の発足(1965年10月1日〃)

(5) 地区推進組織の確立(1967年)

結成準備会の各地区協力会が基盤となり地区協力会が発足
まとめ役として県単産労済協力会が設立される

(6) 酒田大火の発生(1976年10月29日)全労済 全国統合3日前

- ・ 罹災組合員267名(全焼213名)
- ・ 給付総額 4億2400万円

全労済本部および全国の労済から5100万円の救援金が送られ山形労済の欠損金は半減することができた。

- ・ 2016年10月29日で発災から40年を迎える

5. 全労済のあゆみ(大災害)

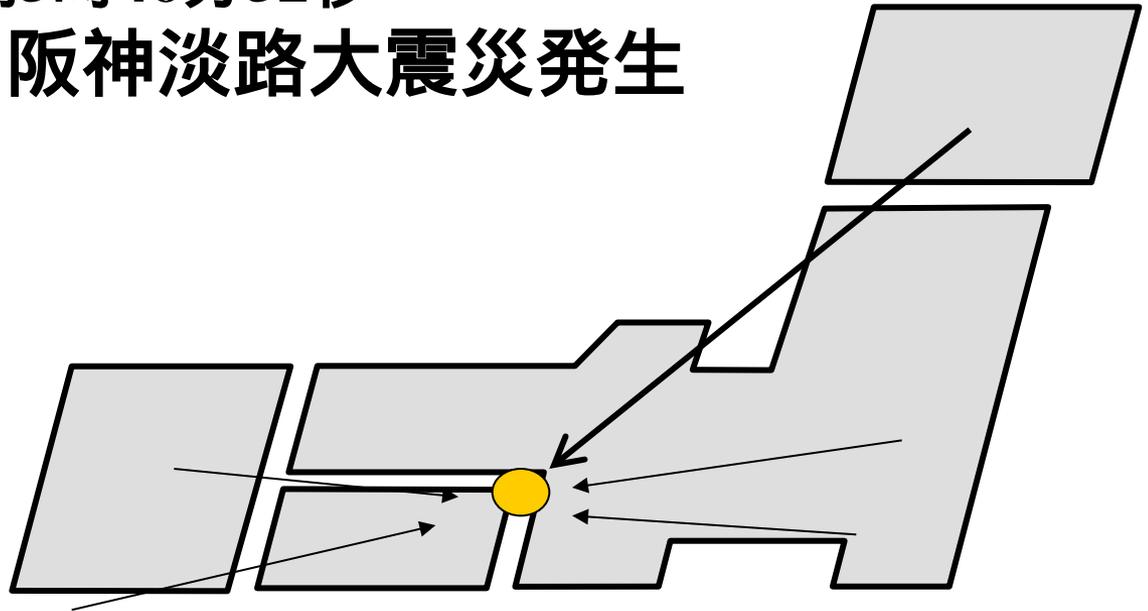
(1) 阪神淡路大震災

1995年1月17日(火)早朝5時46分52秒

阪神淡路大震災発生

- ・震源の深さ:14.3km
- ・マグニチュード:7.2
- ・死者:6,401人
- ・負傷者:40,092人
- ・家屋倒損壊:248,412棟
- ・避難生活者:30万人以上

【出典:人と防災未来センターHP】



発生後、ただちに災害対策本部を設置。

全国の職員が支援要員として動員され、罹災者宅1軒1軒を訪れてお見舞いと調査にあたりました(全国から職員をのべ5000名以上)

共済金と見舞金の支払総額 約185億円

(2) 阪神淡路大震災 「被災者生活再建支援法」の成立

たとえ一人一人の力は小さくても、大勢で助け合えば大きな力となる。

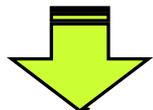
たとえどんな困難に直面しても、働く仲間が信頼し連帯すれば必ず克服できる。



「自然災害に対する国民的保障制度を求める国民運動」として「国民会議」発足。(1995年1月～1996年7月)



2,500万人の署名達成



1998年5月15日 通常国会で法案が可決成立。

「被災者生活再建支援法」として

1998年11月より施行。

中心は4団体

- ・全労済グループ
- ・日本生活協同組合連合会
- ・連合
- ・兵庫県

(3) 東日本大震災

2011年3月11日（金）14時46分 三陸沖で発生

- ・ 震源の深さ：24km
- ・ マグニチュード：9.0
- ・ 死者：15,883人
- ・ 行方不明者：2,651人
- ・ 負傷者：6,025人

（2013年11月8日現在、警察庁緊急災害警備本部発表）

< 2015年6月末時点 >

お支払い金額 1,265億円

2014年度においても、8億円のお支払い

4年10カ月経過した今も、「最後のお一人まで」

全労済の総力をあげて被災者対応を行っています。

6 . 防災と減災と全労済

災害とは・・

1、人的災害 ・火災・爆発・伝染病など

2、自然災害 ・地震・津波・台風・雪害など

・防災は、**被害を出さないようにするのが目的(火災対応)**

防災の大半は火災に対する内容・行動です。火災を防除・鎮火させる
あるいは未然に対応する事です。消火活動や危険箇所を調べるなど

・減災は、**被害を最小限に抑えるのが目的(自然災害対応)**

発生前対応:家族で話し合う・家具の転倒防止・備品の準備など

発生時対応:安全な場所で身を守る・落ち着いて火を消すなど

発生後対応:正しい情報を入手・負傷者を助ける・適切な場所など

**全労済対応:経済的にお役に立ち1日でも早く安心な
生活ができるようにお手伝いをすることです。**

ご清聴 誠にありがとうございました。

本講座についてのお問い合わせがございましたら、
お気軽に下記にご連絡ください。

全労済山形県本部

本部長 熊澤 年啓

全労済山形県本部

TEL: 023-646-4666 (代表)

〒990-0827 山形市城南町1-18-22

<http://www.zenrosai.coop/>

